

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 新潟市 (151009) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 西蒲区 (伏部、仁箇、安尻、東汰上、山島、西汰上、見蒂、西中、羽黒、道上、打越、福島、桑山、西長島、河間、三ツ門、金池、石瀬、岩室、樋曽、栄、橋本、久保田、猿ヶ瀬、南谷内、北野、夏井、潟上、白鳥、横曽根、西船越、新谷、油島、高畠、高橋、富岡、津雲田、原、和納、真田、中島、下山、川崎、平野、鱸、楨島、矢島、押付、天竺堂、松崎、旗屋、六分、善光寺、新川、升潟、新田、大潟、浦村、大関、升岡、川西、与兵衛野、堀上、貝柄、三角野、井隨、島方、三方、横戸、遠藤、卯八郎受、五之上、大原1、大原2、番屋、茨島、称名、今井、国見、大曾根、南、潟浦新、長場、高野宮上組、高野宮中組、高野宮下組、高野宮西組、六分、東門田、西門田、東船越、針ヶ曽根、姥島、真木、上町、下町、堀山、赤鎧、中郷屋、葉萱場、割前、羽田、潟頭、桜林、栄町、並岡、馬堀、河井、柿島、漆山、巻東町、竹野町、前田、布目、稻島、松郷屋、平沢、福井、峰岡、舟戸、上木島、下木島、鶩ノ木、松山、松野尾、新月、巻大原、角田浜、越前浜、下和納) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和5年11月28日 (第 1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化に伴い、離農者も多い状況にある。また引き受け手である中心経営体だけでは、労働力不足・機械設備等の老朽化や能力不足により、今以上の農地を引き受けられない状態である。担い手はいるが十分と言えない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- (1) 地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を進め、農作業の効率化・コスト縮減を図る。また、一定規模農家や複数農家による法人化移行、集落営農組織から法人化への移行、法人同士の連携を促進する。
- (2) 集落の認定農業者の育成、女性農業者育成のため家族経営協定による役割分担の明確化、西蒲区内で整備が進む圃場整備後の汎用化水田による複合経営の実施、園芸部門の導入による所得の拡大や「生産」「加工」「販売」といった6次産業化への取組みを行いながら、地域農業の持続的発展・戦略体制を推進する。
- (3) 将来の農地利用のあり方について、担い手に集積・集約化を一層進めるため、地域での話し合いを進め、出し手と受け手のきめ細かな情報を地域内で供用することや、新規就農者・法人組織等の新規参入を促し、農地集積・集約化を図る。
- (4) 地域の農業基盤の維持保全のため、多面的機能支払交付金を活用した共同作業の推進を図り、地域全体で農業・農村を支える体制づくりを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 8,676 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 8,676 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

伏部集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者1経営体が担っていく。

仁箇集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者8経営体と農地所有適格法人1経営体が担ってい

安尻集落の水田利用は、担い手の集積意向を基に集落で畔抜きを行い、集落の中心経営体である認定農業者8経営体が担っていく。。

東汰上集落の水田利用は、集落の中心経営体である認定農業者6経営体を中心に地区内の農業者で担ってい

山島集落は全農地を15年以上中間管理機構に預け入れ、担い手7経営体に集積し、平成30年度から農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組み、事業完了後は農地の大区画化・汎用化を契機に、地区内全域を対象とした法人を設立し、省力化、低コスト化により農業競争力の強化を図る。

西汰上集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行いながら、認定農業者6経営体へ集積・集約化し対応していく。

見蒂集落は、担い手の集積意向を基に、耕作条件改善事業を活用した畔抜きによる区画拡大を行いながら、認定農業者14経営体へ集積・集約化し対応していく。

西中集落は、集落の中心経営体である認定農業者11経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。

羽黒集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者7経営体と農地所有適格法人1経営体が担っていく。

道上集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者16経営体が担っていく。

打越集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者10経営体と農地所有適格法人1経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。

福島集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体であった集落営農組織を農地所有適格法人化し、この法人1経営体で担っていく。

桑山集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者11経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。

西長島集落は、集落の中心経営体である認定農業者6経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。

河間集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者4経営体と農地所有適格法人2経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。

三ツ門集落は、ほ場整備による農地の大区画化・汎用化を契機に集落の中心経営体である認定農業者12経営体と農地所有適格法人1経営体が中心となって地区内の農業者で担っていく。

金池・石瀬・岩室・猿ヶ瀬・北野・夏井・白鳥・高橋・原・和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

樋曾・栄・橋本・久保田・南谷内・潟上・横曾根・西船越・新谷・油島・高畠・富岡・津雲田集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。

真田・下山・川崎・平野・楨島・押付・松崎・旗屋・六分・新川・升潟・新田・大潟・浦村・升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

中島・鱸・矢島・天竺堂・善光寺・大関集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。

井隨・三方・横戸・大原1・大原2・番屋・茨島・称名・今井・国見・大曾根・南集落は、主要な農地所有適格法人と既存の経営体も含め地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

島方・遠藤・卯八郎受・五之上集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

潟浦新・長場・高野宮上組・高野宮中組・高野宮下組・高野宮西組・西門田・針ヶ曾根・姥島・真木集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

六分・東門田・東船越集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

巻上町・巻下町・堀山・赤鎧・羽田・潟頭・栄町・馬堀・柿島・漆山・巻東町・竹野町・前田・布目・稻島・松郷屋・平沢・下木島・松山・越前浜・下和納集落は、既存の経営体を地域の担い手と位置付け、地域農業を担っていく。

中郷屋・葉萱場・割前・桜林・並岡・河井・福井・峰岡・舟戸・上木島・鶯ノ木・松野尾・新月・巻大原・角田浜集落は、主要な農地所有適格法人及び既存の経営体を地域の担い手と位置付け、中間管理機構を活用し農地を集積・集約する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

全区域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めしていく。

| |
|---|
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、旧中之口村地域を中心に、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 新規就農者支援について、認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで支援していく。 法人化支援については、既存営農組織や法人化に意欲的な農業者に法人化の案内や説明会を開催し、法人化の支援、既存法人同士の連携に取り組む。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| *今後活用を検討する |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|--|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

⑧施設整備への支援について、担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した、農業用機械購入・施設整備の支援に取り組む。

⑨新規・特産化作物の導入方針として、米、麦等の土地利用型作物以外に、基盤整備地区を中心に収益性の高いたまねぎやえだまめ、いちじくなどの園芸作物の生産に取り組む。